

公 示

法人タクシー事業の申請事案の審査基準

制 定	平成18年	9月29日	九運公第11号
改 正	平成19年	3月30日	九運公第85号
一部改正	平成19年	8月21日	九運公第43号
一部改正	平成20年	7月 1日	九運公第29号
一部改正	平成21年	9月29日	九運公第39号
一部改正	平成26年	1月24日	九運公第66号
一部改正	平成28年	3月29日	九運公第71号
一部改正	平成28年	12月20日	九運公第71号
一部改正	令和 5年	11月22日	九運公第97号
一部改正	令和 7年	4月30日	九運公第11号

法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの）審査事案の審査基準について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に係る審査基準を、下記のとおり定めたので公示する。

平成18年10月 1 日

九州運輸局長 大黒 伊勢夫

1. 新規許可（道路運送法（以下「法」という。第4条）第1項）

（1）営業区域

- ① 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域を単位とするものであること。
- ② 営業区域に営業所を設置するものであること。

（2）営業所

配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。

- ① 営業区域内にあること。なお、複数の営業区域を有するものにあつては、それぞれの営業区域内にあること。
- ② 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
- ③ 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等関係法令の規定に抵触しないものであること。
- ④ 事業計画を的確に遂行するに足る規模のものであること。

（3）事業用自動車

申請者が使用権原を有するものであること。

(4) 最低車両数

- ① 申請する営業区域において、別表 1 に示す車両数以上の事業用自動車を配置するものであること。
- ② ①の車両数については、同一営業区域内に複数の営業所を設置する場合にあっては、当該複数の営業所に配置する車両数を合算できるものとするが、いずれの営業所においても 5 両以上の事業用自動車を配置するものであること。

(5) 自動車車庫

- ① 原則として営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は、遠隔点呼が行われる自動車車庫を除き、営業所から直線で 2 キロメートルの範囲内において運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。
- ② 営業所に配置する事業用自動車の全てを確実に収容できるものであること。
- ③ 原則として他の用途に使用される部分と明確に区画されているものであること。ただし、自動車車庫を使用しない時間帯において他の用途として使用することができるほか、他の施設の駐車場として供用されている土地を自動車車庫として使用できる。
- ④ 申請者が、土地、建物について 1 年以上の使用権原を有するものであること。
- ⑤ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。
- ⑥ 事業用自動車の点検、整備及び清掃のための施設が設けられていること。
- ⑦ 事業用自動車の出入りに支障がない構造であり、前面道路が車両制限令(昭和 36 年政令第 265 号)に抵触しないものであること。なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。

(6) 休憩、仮眠又は睡眠のための施設

- ① 営業所、自動車車庫その他営業所又は自動車車庫付近の適切な場所にあること。
- ② 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。なお、休憩、仮眠又は睡眠のための施設を使用しない時間帯において他の用途として使用することができるほか、他に供用されている施設を休憩、仮眠又は睡眠のための施設として使用できる。
- ③ 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
- ④ 事業計画に照らし運転者及び特定自動運行保安員が常時使用することができるものであること。
- ⑤ 申請者が、土地、建物について 1 年以上の使用権原を有するものであること。
- ⑥ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。

(7) 自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

道路運送法施行規則第 6 条第 1 項第 8 号に規定する自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類が添付されていること。

(8) 特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

- ① 道路運送法施行規則第 6 条第 1 項第 9 号に規定する特定自動運行旅客運送に

係る道路交通法第75条の12第2項に規定する申請書の写しその他の同条第1項の許可の見込みに関する書類が添付されていること。

- ② 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第15条の2に規定する特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示され、かつ事業計画を遂行するにあたり輸送の安全の観点から適切なものであること。
- ③ 特定自動運行保安員が乗務しない場合にあつては、旅客自動車運送事業運輸規則第15条の2第2項第2号イに定める装置を当該特定自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車に備えていることを証する書類が添付されていること。

（9）管理運営体制

- ① 法人にあつては、当該法人の役員のうち1名以上が専従するものであること。
- ② 営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務づけられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保する管理計画があること。この場合において、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号、以下「運輸規則」という。）第22条第1項に基づき九州運輸局長が指定する地域において法第23条の2第1項第2号の規定により運行管理者資格者証の交付を受けた者を運行管理者として選任する場合には、申請に係る営業区域において5年以上の実務の経験を有するものであること。
- ③ 運行管理を行う体制及び運行管理を担当する役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
- ④ 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所とが常時密接な連絡をとれる体制が整備されるとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。
- ⑤ 事故防止についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。
- ⑥ 上記②～⑤の事項等を明記した運行管理規程が定められていること。
- ⑦ 運輸規則第36条第2項に基づく運転者として選任しようとする者に対する指導を行うことができる体制が確立されていること。
- ⑧ 運転者に対して行う営業区域内の地理及び利用者等に対する応接に関する指導監督に係る指導要領が定められているとともに、当該指導監督を総括処理する指導主任者が選任されていること。
- ⑨ 整備管理を行う体制が整備されていること（事業用車両が5両以上の場合には、原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。）。)
- ⑩ 利用者等からの苦情の処理に関する体制が整備されていること。

（10）運転者等

- ① 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画がある

こと。

- ② 道路運送法施行規則第6条第1項第9号に規定する特定自動運行旅客運送を行う場合にあっては、事業計画を遂行するに足る員数の運輸規則第15条の2に規定する特定自動運行保安員を常時選任する計画があること
- ③ これらの場合、適切な乗務割、労働時間、給与体系を前提としたものであって、労働関係法令の規定に抵触するものでないこと。
- ④ 運転者及び特定自動運行保安員は、運輸規則第36条第1項各号に該当する者ではないこと。
- ⑤ 定時制乗務員を選任する場合には、適切な就業規則を定め、適切な乗務割による乗務日時の決定等が適切になされるものであること。

(11) 資金計画

- ① 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。なお、所要資金は次の(イ)～(ト)の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。
 - (イ) 車両費 取得価格（未払金を含む）又はリースの場合は1年分の賃借料等
 - (ロ) 土地費 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料等
 - (ハ) 建物費 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料等
 - (ニ) 機械器具及び什器備品 取得価格（未払金を含む）
 - (ホ) 運転資金 人件費、燃料油脂費、修繕費等の2か月分
 - (ヘ) 保険料等 保険料及び租税公課（1年分）
 - (ト) その他 創業費等開業に要する費用（全額）
- ② 所要資金の50%以上、かつ、事業開始当初に要する資金の100%以上の自己資金が、申請日以降常時確保されていること。なお、事業開始当初に要する資金は、次の(イ)～(ハ)の合計額とする。
 - (イ) ①(イ)に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、リースの場合は2か月分の賃借料等。ただし、一括払いによって取得する場合は、①(イ)と同額とする。
 - (ロ) ①(ロ)及び(ハ)に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、2か月分の賃借料及び敷金等。ただし、一括払いによって取得する場合は、①(ロ)及び(ハ)と同額とする。
 - (ハ) ①(ニ)～(ト)に係る合計額

(12) 法令遵守

- ① 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員が、一般乗用旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令の知識を有するものであること。
- ② 健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法（以下「社会保険等」という。）に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に加入すること。
- ③ 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の(イ)から(ホ)すべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。
 - (イ) 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別

措置法（昭和45年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

（ロ）法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

（ハ）法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

（二）自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の違反により申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

（ホ）申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前5年間に法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

（13）損害賠償能力

旅客運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は、財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があること。

（14）適用

- ① 許可に際し運輸開始までの期限を付すものとする。
- ② 業務の範囲を福祉サービスに限定した事業については、本審査基準等によらず、「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）申請事案の審査基準」による。
- ③ 上記②の審査基準1.（2）による車両を含んだ申請については、当該車両に限り上記②の審査基準3.（1）の営業区域の設定ができるものとし、許可に際

しては、当該車両に一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）と同様の条件を付す。

- ④ 道路運送法施行規則第4条第8項第3号に規定するハイヤーのみを配置して行う事業については、業務の範囲を当該事業に限定する条件を付する。
- ⑤ ④のうち、「道路運送法施行規則第四条第八項第三号に基づき国土交通大臣が定める告示（平成26年国土交通省告示59号）」第1号に規定する事業用自動車のみを配置して行う事業については、業務の範囲を当該事業に限定する旨の条件を付すこと。
- ⑥ 運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に参加する旨の条件を付すこと。

(15) 申請時期等

① 申請時期

許可の申請は、随時受け付けるものとする。ただし、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第3条第1項の規定による特定地域（以下「特定地域」という。）に指定されている地域を営業区域とする申請（1.（12）③又は⑤により業務の範囲を限定する旨の条件を付して許可をすることとなる申請を除く。）の受付は行わない。

② 処分時期

原則として標準処理期間を考慮した上で随時行う。

2. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

(1) 1. (1)～(11)・(13)～(15)((14)⑥を除く。)の定めるところに準じて審査すること。

(2) 事業規模の拡大となる申請については、申請者等が以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。

- ① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

- (イ) 運転者等の道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反による処分（地方運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。）
- (ロ) 申請日前3ヶ月間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの（処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。）

- ② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及

び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

- (イ) 運転者等の道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反による処分（地方運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。）
- (ロ) 申請日前6ヶ月間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの（処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。）

- ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

- (イ) 運転者等の道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反による処分（地方運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。）
- (ロ) 申請日前1年間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの（処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。）

- ④ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。

- ⑤ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。

- ⑥ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。

- ⑦ 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

- ⑧ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の違反により申請日前2年間

及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

3. 事業の譲渡譲受の認可（法第36条第1項）

- (1) 事業を譲り受けようとする者について、1.(1)～(15)の定めるところ譲受人が既存事業者の場合の1.(12)は2.(2)とする。)に準じて審査すること。
- (2) 事業の全部を譲渡譲受の対象とするものであること。ただし、「タクシー事業に係る事業の分割譲渡の取扱いについて」（平成10年12月17日付け自旅第198号）において認められている場合において分割譲渡が行われる場合は、この限りでない。

4. 合併、分割又は相続の認可（法第36条第2項又は第37条第1項）

- (1) 合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、1.(1)～(13)の定めるところ（合併又は分割後に存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合の1.(10)は2.(2)とする。）に準じて審査すること。
- (2) 分割の認可については、分割後において存続する事業者が、1.(4)の基準を満たさない申請については、認可しないこととする。
- (3) 分割の認可については、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）附則第5条及び会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号）に基づき、会社の分割に伴う労働契約の承継等が行われているものであること。
- (4) 事業の一部の分割の認可については、設立会社等が次のいずれかに該当するものであること。
 - ① 既存のタクシー事業者（1人1車制個人タクシーを除く。）
 - ② 分割会社の50%を超える出資による子会社

5. 運送約款の認可（法第11条第1項）

- (1) 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- (2) 道路運送法施行規則第12条各号に掲げる事項が明確に定められていること。

6. 運賃及び料金の認可（法第9条の3第1項）

別に定めるところにより行うものとする。

7. 許可又は認可に付した条件の変更等

- (1) 上記1.～4.の許可又は認可に付した条件又は期限について、変更若しくは解除又は期限の延長を行う場合には、上記1.～4.の定めるところにより審査すること。

(2) 上記1.(14)(③及び⑤に限る。)に基づき付した業務の範囲を一定の事業に限定する旨の条件の解除は、特定地域に指定された地域では行わないこと。

8. 挙証等

申請内容について、客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。

附 則

1. 本処理方針は、平成18年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。
2. 事案の処理に際しては本処理基準によるほか、申請窓口に備え置く「細部取扱通達」の定めによるものとする。
3. 平成13年11月30日付け制定の「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制を除く。)経営許可申請事案の審査基準」及び平成14年1月23日付け制定の一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制を除く。)の事業計画変更認可申請事案の審査基準」並びに「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制を除く。)の譲渡譲受及び合併、分割又は相続の認可申請事案の審査基準」は、平成18年9月30日限りで、廃止する。
4. 平成19年8月21日付け九運公第43号は、平成19年9月10日以降受付ける申請について適用する。
なお、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日、国自整第216号)の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般乗用旅客自動車運送事業者については、施行日から2年間、施行前に一般乗用旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則 (平成20年7月1日 一部改正)

1. 本公示は、平成20年7月1日以降受付ける申請について適用する。

附 則 (平成21年9月29日 一部改正)

1. 本公示は、平成21年10月1日以降受付ける申請について適用する。

附 則 (平成26年1月24日 一部改正)

1. 本公示は、平成26年1月27日以降受付ける申請について適用する。

附 則 (平成28年3月29日 一部改正)

1. 本公示は、平成28年4月1日以降受付ける申請について適用する。

附 則 (平成28年12月20日 一部改正)

1. 本公示は、平成28年12月20日以降受付ける申請について適用する。

附 則（令和5年11月22日 一部改正）

1. 本公示は、令和5年11月22日以降受付ける申請について適用する。

附 則（令和7年4月30日一部改正）

1. 本公示は、令和7年4月30日以降受付ける申請について適用する。

最低車両数

1. ①イ 福岡交通圏に営業所を設置するもの…………… 10両
 - ロ 北九州交通圏に営業所を設置するもの…………… 10両
 - ハ 熊本交通圏に営業所を設置するもの…………… 10両
 - ニ 鹿児島市に営業所を設置するもの…………… 10両
 - ホ 上記以外の営業区域に営業所を設置するもの…………… 5両

- ② 最低車両数については、通常のタクシー・ハイヤー事業を実施する上で適切と認められる事業規模の基準であることから、当該最低車両数の算定においては、一般の需要に応じることができない車椅子専用車両等は含めないこととする。

2. 1. ① ホに定める営業区域において、これらの基準により難しいものとして九州運輸局長が認める以下の場合については、これによらないことができるものとする。
 - イ 一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が他に存在しない島しょ部

九州本島との間を連絡する道路が整備されていない島しょ部であって、その島しょ部内に一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が他に存在しないものについては、最低車両数の基準を1両とし、次の条件を付すものとする。

○ 業務の範囲は、「島しょ部外において、一般乗用旅客自動車運送事業の営業を行ってはならない。」こととする。

 - ロ 一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が他に存在しない市町村

(平成16年4月1日以降に市町村合併があった場合には当該市町村合併前の旧市町村単位で営業所が他に存在しない場合を含むことができるものとする。以下同じ。)

その区域内に一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が他に存在しない市町村については、最低車両数の基準を1両とし、次の条件を付すものとする。

○ 業務の範囲は、「発地及び着地のいずれもが営業所が存在する市町村の区域外に存する旅客の運送をしてはならない。」こととする。

 - ハ 一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が他に存在しない営業区域

○ イ又はロに定める場合を除き、その区域内に一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が他に存在しない営業区域の最低車両数の基準は1両とする。

- ニ 上記2. のイからハによるもののほか、地域の実情を勘案し、これらの一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が他に存在しない地域に準ずるものとして地方運輸局長が認める地域については、最低車両数の基準をそれぞれイからハの規定により取り扱うことができるものとする。

「法人タクシー事業の申請事案の審査基準」の細部取扱について

記

1. 新規許可

(2) 営業所

②について

- ・ 自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね1年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。
- ・ ただし、賃貸借契約期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。
- ・ その他の書類（借用の場合の登記簿謄本及び建物所有者の印鑑証明書等）については、提示又は写しの提出を求めないこととする。

③について

- ・ 関係法令に抵触しない旨の宣誓書の添付を求めることとし、その他の書類については、提示又は写しの提出を求めないこととする。

(3) 事業用自動車

- ・ リース車両については、リース契約期間が概ね1年以上であることとし、当該契約に係る契約書の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。
- ・ 営業区域を遵守した適切な営業を確保するため、同一県内に複数の営業区域を持つ事業者で車体の色彩等で区別していない場合は、事業用自動車の車体に、所属する営業所が所在する営業区域等を表示させることとする。

(5) 自動車車庫

①について

- ・ 1営業所に対して著しく多くの自動車車庫を設置する等不自然な形態での事業用自動車の分散配置は、適切な運行管理が行われないおそれが高いことから認めないこととする。（遠隔点呼が行われる場合を除く。）
- ・ 運行管理をはじめとする管理については、運行管理のほか、事業用自動車の車内の掲示、点検整備、応急用器具等の備付等の管理であって、事業計画に照らし個別に判断することとする。

④について

- ・ (2)②に同じ。

⑤について

- ・ (2)③に同じ。

⑥について

- ・ 整備とは、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）第6条に規定されている調整を意味する。

⑦について

- ・ 道路幅員証明書を求め確認することとする。ただし、前面道路が出入りに支障がないことが明らかな場合は、この限りでない。

(6) 休憩、仮眠又は仮眠のための施設

⑤について

- ・ (2)②に同じ。

⑥について

- ・ (2)③に同じ。

(7) 自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

- ・ 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第6条第1項第8号に規定する自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第31条の2の2の規定に基づき国土交通大臣又はその委任を受けた地方運輸局長から交付された走行環境条件付与書の写しとする。

(8) 特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

- ・ ①については、道路運送法施行規則第6条第1項第9号に規定する特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条の12第2項に規定する申請書の写しその他の同条第1項の許可の見込みに関する書類とは、申請書の写しその他の当該許可の申請状況を示した書類とする。
- ・ ②については、特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示された書面を提出させ、事業計画を遂行するにあたり輸送の安全の観点から個別に判断するものとする。なお、個別の判断に際しては、本省の意見も考慮するものとする。

(9) 管理運営体制

①について

- ・ 専従する役員のうち1名は、(10)①の法令試験に合格した者であることとする。

②について

- ・ 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第47条の9に規定する要件を満たす計画を有するものとする。
- ・ 申請に係る営業区域において5年以上の実務経験を有するか否かについては、選任を予定する運行管理者の職務経歴書等の提出を求め確認することとする。

③について

- ・ 複数の運行管理者を選任する営業所において運行管理者の業務を統括する運行管理者が運行管理規程により明確化されていることを含め、運行管理責任が分散しないような指揮命令系統を有するものとする。

④について

- ・ 常時密接な連絡をとれる体制とは、連絡網が規定されている等の趣旨であり、個別に判断するものとする。
- ・ 原則として、乗務員の点呼は対面により実施することとする。

⑦について

- ・ 別に定める基準を満たす指導を行う体制を有するものとする。

⑨について

- ・ グループ企業に整備管理者を外部委託する場合は、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）5-3②に規定される要件を満たす計画を有するものとする。

⑩について

- ・ 旅客自動車運送事業運輸規則第3条に規定するところにより、苦情を処理することが可能な体制を有するものとする。

(10) 資金計画

①～②について

- ・ 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第6条第1項第2号に規定する添付書類は、別添様式を例とする。
- ・ 自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか、預貯金以外の流動資産を含めることができることとする。
- ・ 預貯金額は、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書等の提示又は写しの提出をもって確認するものとする。
- ・ 預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等をもって確認するものとする。
- ・ その他道路運送法施行規則第6条第1項第8号から第11号に規定する添付書類を基本とし審査すること。

(11) 法令遵守

①について

- ・ 必要な法令の知識については、専従の役員1名が管轄する九州運輸局等が行う法令試験に合格することをもって、これを有するものとする。

②について

- ・ 「(健康保険・厚生年金保険)新規適用届(写)」及び「労働保険／保険関係成立届(写)」等の確認書類、宣誓書など、社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する計画があることを証する書面の添付を求め、確認することとする。

③について

- ・ 本規定を適用する役員の範囲については、名目上の役員として経営を行わなくとも、相談役、顧問等として事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼすおそれが否定できないことから、これらの者についても本規定の対象としたものであり、法第7条の趣旨を維持するものであるので留意すること。
- ・ 「処分を受けた者ではないこと」の判断については、処分権者が違反行為を行った事業者に対して、道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等に基づき行政処分を行った日（行政処分の命令書に記載された当該命令を発出した日）をもって判断するものとする。

(12) 損害賠償能力

- ・ 契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書など、計画車両の全てが任意保険又は共済に加入する計画があることを証する書類の添付を求め、確認することとする。

(13) 適用

①について

- ・ 運輸開始の期間は、6ヶ月とする

③について

- ・ 需給調整規制の廃止に伴い、従来、需給調整規制の対象外として認めてきたハイヤー及びジャンボタクシー等一般の利用が可能な車両を用いて行う事業に

については、特殊事業には該当しないものとする。

2. 事業計画の変更の認可等

- (1)～(2)について1. (1)～(11)・(13)～(15)の定めるところに準じる審査は、以下のとおり行うものとする。
- (a) 営業区域の拡大に係る申請については、事業の許可申請と同等の申請とみなし、1. (1)～(11)・(13)・(14)について十分な審査を行う。
 - (b) 自動車車庫の新設若しくは位置の変更又は収容能力の拡大に係る申請においては1. (2)④・(4)・(5)について、また、収容能力の縮小に係る申請においては1. (4)・(5)について、それぞれ十分な審査を行う。
 - (c) 営業所の廃止に係る申請においては、1. (1)②・(5)①について十分な審査を行う。
 - (d) 営業区域の廃止に係る申請については、廃止しようとする営業区域内のすべての営業所及び当該営業所に付随する自動車車庫の廃止の手続き並びに当該営業所に配置する事業用自動車の数の変更(すべての減車)の手続きを伴うものであることを確認することとする。
- ・ 事業規模の拡大となる申請は、営業区域の拡大並びに自動車車庫の新設、位置の変更(収容能力の拡大を伴うものに限る。)及び収容能力の拡大並びに自動車車庫の収容能力の増加を要する事業用自動車の数の変更に係るものとする。この場合において(2)の適用の対象となる他営業区域における処分の範囲等は別に定めるところによる。
 - ・ ただし、経過措置として、平成14年1月31日現在で一般乗用旅客自動車運送業を行っている者(以下「既存事業者」という。)に係る1. (4)・(5)①・(6)①・(7)②・(11)の基準については、以下のとおり取り扱うものとする。
 - (a) 同日現在で基準を満たしていなかった営業所(その後基準を満たしたものを除く)については、1. (4)は適用しない。
 - (b) 同日現在で基準を満たしていなかった自動車車庫(その後基準を満たしたものを除く)については、1. (5)①は適用しない。
 - (c) 1. (7)②の「法第23条の2第1項第2号の規定により運行管理者資格者証の交付を受けた者を運行管理者として選任する場合」には、「道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律(平成12年5月26日法律第86号)附則第6条の規定に基づき改正前の道路運送法第23条第1項の規定の例により運行管理者を選任する場合」を含むものとする。
 - ・ 「処分を受けた者ではないこと」の判断については、処分権者が違反行為を行った事業者に対して、道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等に基づき行政処分を行った日(行政処分の命令書に記載された当該命令を発出した日)をもって判断するものとする。
 - ・ このほか、地域の事情に応じて法令遵守の要件を付加することができることとする。

3. 事業の譲渡譲受の認可

(1)について

- ・ 1. (15)①ただし書きについては適用しない。
- ・ 譲受人が既存事業者の場合には、当該譲受人に対して実施する法令試験を省略する。
- ・ 上記2. のただし書きに規定する経過措置（(a)を除く。）を準用するものとする。

4. 合併、分割又は相続の認可

(1)について

- ・ 1. (15)①ただし書きについては適用しない。
- ・ 合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合には、当該既存事業者たる法人の役員若しくは相続人に対して実施する法令試験を省略する。
- ・ 上記2. のただし書きに規定する経過措置（(a)を除く。）を準用するものとする。

(2)について

- ・ 労働契約の承継等については、当該法律に基づく客観的な資料の提出を求めることとする。

7. 許可に付した条件の変更等

(1)について

- ・ 許可後概ね6ヶ月を経過しても運輸を開始した旨の届出がなく、事業が実施されていない場合には、事業計画に定める業務の確保命令を発する。

8. 挙証等

- ・ 上記のほか、挙証等のため必要最小限の範囲で図面その他の資料の提出を求めることとする。

附 則

1. 本処理方針は、平成18年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。
2. 平成17年5月16日付け制定の「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）経営免許申請事案の審査基準の細部取扱について」及び同日付け制定の一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の事業計画変更認可申請事案の審査基準の細部取扱について」並びに「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー除く。）の譲渡譲受及び合併、分割又は 相続の認可申請事案の審査基準の細部取扱について」は、平成18年9月30日限りで、廃止する。
3. 平成19年8月21日付け九運公第43号は、平成19年9月10日以降受け付ける申請について適用する。

附 則（平成20年 7月 1日 一部改正）

1. 本取扱いは平成20年7月1日以降受付ける申請について適用する。

附 則（平成21年 9月29日 一部改正）

1. 本取扱いは平成21年10月1日以降受付ける申請について適用する。

附 則（平成26年 1月24日 一部改正）

1. 本取扱いは平成26年1月27日以降受付ける申請について適用する。

附 則（令和5年11月22日一部改正）

1. 本取扱いは、令和5年11月22日以降受付ける申請について適用する。

附 則（令和7年4月30日一部改正）

1. 本取扱いは、令和7年4月30日以降受付ける申請について適用する。